



別添資料

# 水道情報活用システム標準仕様研究会 の法人化(案)について

2024年5月

水道情報活用システム標準仕様研究会 事務局

# 目次

---

1. 法人化の目的等
2. 新法人の組織体制(案)
3. 新法人の機関設計(案)
4. 今後のスケジュール(案)

# 1. 法人化の目的等

本研究会を法人化する主な目的および新法人のコンセプトは、次のとおりです。

## 円滑な運営体制の構築

- 現行研究会は、任意団体であるため、**研究会名義での契約行為や支払処理、口座開設ができない**といった実務運用上の支障が生じている。また、標準仕様書等の管理についても適切に行ってまいりたい。
- 研究会は、その会員数が116者(2024年4月)に至り、**更なる規模・活動の拡大が見込まれることから、標準仕様書等の管理団体として、より安定的かつ発展的に事業運営を行っていく**ことを目的に、**法人格を取得し、研究会の円滑な運営体制を構築していきたい。**

## 新法人のコンセプト

- 新法人は、研究会の設立趣意に照らし、**非営利型の一般社団法人とし、一般社団・財団法人法等の法令に準拠する形で運営していきたい。**また、設立時における新法人の機関設計(役員体制、会議体等)は、**なるべく現行研究会の運営体制を踏襲する形**としたい。
- 新法人の設立に際しては、**当面の間、会員における会費の負担はないもの**とし、従前の取扱いと同様、定款(会則)の定めに従い、株式会社JECCが経費を負担する想定とする。もし、将来的に会費の負担を求める場合には、総会において審議のうえ決定するものとする。

## 研究会の設立趣意(当初)

2020年3月

今後の水道事業の効率的かつ持続可能な事業運営の実現に向けた一助となるべく、水道事業の基盤強化を図ることを目的として、**水道情報活用システムの利活用促進、並びに、その基盤となる標準仕様の管理及び開発**を行う場として設立される。

## 2. 新法人の組織体制(案)

水道情報活用システム標準仕様審査委員会  
＜事務局：公益財団法人 水道技術研究センター＞

オブザーバ  
参加

審査結果

標準仕様書改訂案等の審査依頼  
運営・進捗等の報告

一般社団法人 水道情報活用システム標準仕様研究会（仮）

総会  
(代表理事1名・理事4名)

研究会事務局  
(事務局長)

仕様メンテナンス部会

運営検討部会

WG

コミュニティ

アセットマネジメントSIG

部会等では、検討テーマ  
について、より詳細な調査  
や審議等を行う。

料金・会計システムSIG

2024.4時点

研究会の事業内容

- ・標準仕様等の維持管理
- ・標準仕様等の改定管理・開発検討
- ・水道情報活用システムの普及促進
- ・標準仕様審査委員会の運用支援
- ・標準仕様準拠サービス・製品の公表
- ・会員の入会審査

助言

正会員

賛助会員

特別会員

ベンダー会員

水道事業者  
等会員

PF運営事業者  
会員

業界団体

有識者

業界団体

有識者

国土交通省  
(旧 厚生労働省  
水道課)

経済産業省

### 3. 新法人の機関設計(案)

✓ 現時点で想定している新法人の主な機関は、次のとおりです。

(敬称略)

機関等	説明	備考
総会	定時総会(年1回)を事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。なお、臨時総会は、定款に従い随時招集できる。	構成メンバー:全会員、代表理事、理事
代表理事	理事のうち、会長又は副会長のなかから1名以上を充てる。	任期は2年
理事	現行役員である会長1名、副会長3名の計4名を新法人の理事として選任する。	任期は2年
社員	正会員、賛助会員、特別会員の3種とする。	現行の会員種別と同様
設立時社員	【特別会員】①新 誠一、②石井 晴夫、③菊池 明敏、④菅又 久直、⑤桑田 始	設立時に2名以上が必要

## 4. 今後のスケジュール(案)

✓ 新法人の設立に向けた今後のスケジュール(案)は、次のとおり。

2024年4月現在

分類	4月					5月					6月					7月					8月					
	1w	2w	3w	4w	5w	1w	2w	3w	4w	5w	1w	2w	3w	4w	5w	1w	2w	3w	4w	5w	1w	2w	3w	4w	5w	
1 研究会における決議																										
(1) 通常総会の日程調整	→																									
(2) 運営検討部会(事業計画案の決議)	◇ 4/1																									
(3) 正会員向け事前説明会(Web開催)						↔																				
(4) 運営検討部会(総会資料の決議)					◇ 4/24																					
(5) 通常総会招集通知						◇ 総会日の約1m前																				
(6) 通常総会決議(①事業報告, ②事業計画, ③役員選定, ④新法人への移行)											◇ 5/29															
2 新法人の設立手続																								予備日程		
(1) 定款(案)策定	→																									
(2) 事業計画書、収支予算書(案)策定	→																									
(3) 設立準備会(設立時社員による事前調整等)						- - - 設立準備会(随時)																				
(4) 設立総会招集通知																										
(5) 設立総会決議(①定款, ②事業計画, 収支予算書, ③役員選定, ④標準仕様書等の議定)																										
(6) 定款の認証(公証役場)																										
(7) 代表理事(会長)登録印作成																										
(8) 新法人設立登記・印鑑登録申請(法務局)																										
3 新法人設立後の各種届出・手続																										